

# 令和5年度 春の全国交通安全運動 鳥取市実施要綱

## 期 間

令和5年5月11日（木）～5月20日（土）

## 鳥取県交通安全年間スローガン

ゆとり持つ 時間に気持ちに 車間距離

**目 的** 新入学児童等に対し、基本的な交通ルールと交通マナーを理解させる教育を推進するとともに、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて交通安全思想の高揚と交通事故防止を図る。

## 重 点

- 1 こどもを始めとする歩行者の安全の確保
- 2 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
- 3 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

5月15日（月） 「交通安全にみんなで参加する日」  
「交通マナーアップ強化日」

5月20日（土） 「交通事故死ゼロを目指す日」

～鳥取市交通安全対策協議会～

# 重点事項1

## こどもを始めとする歩行者の安全の確保

こどもの登下校の時間帯は1日の中で最も事故が発生しています。特に、入園や入学、進級を迎える4月以降にこどもの歩行中の交通事故が増加する傾向にあることから、歩行者の安全確保を図る必要があります。

### ◎歩行者は・・・

○道路・横断歩道を横断するときは・・・

- ・「手を挙げる」、「運転者に顔を向ける」などして運転者に横断する意思を明確に伝えましょう。
- ・車の通過や停止を待ち、左右の安全確認を行ってから横断しましょう。

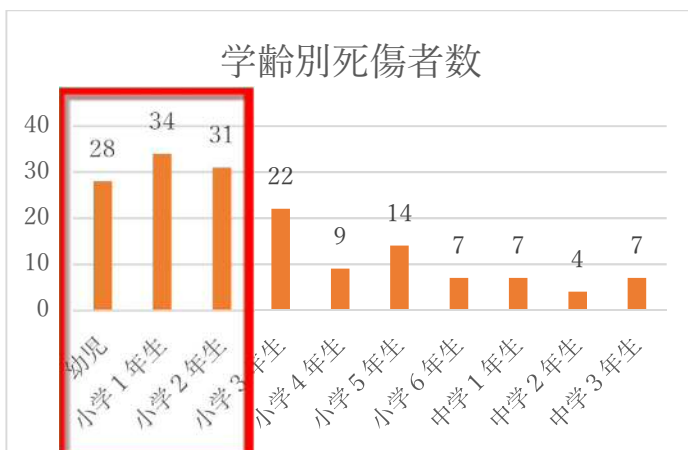
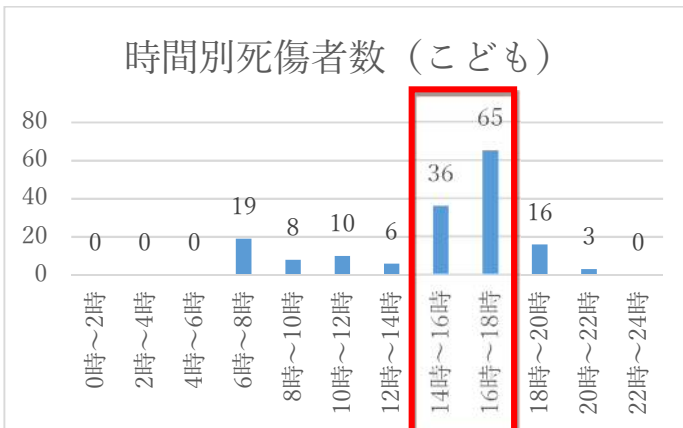
〈子どもの交通事故防止〉

- 児童が日常利用する道路での指導・見守り活動を推進しましょう。
- 道路の横断方法やその他交通ルールを守ることなどの声かけをしましょう。

〈高齢者の交通事故防止〉

- 加齢に伴う身体機能の変化を認識し、安全な行動をとるよう心がけましょう。
- 夕暮れ時や夜間に外出するときは、明るい色の服装を心がけ、反射材用品を着用しましょう。

【交通事故発生状況（鳥取県内）】（参考：鳥取県警察本部HP）



### ①鳥取県の過去10年間の死傷者数（人）

・鳥取県内における過去10年間の時間別死傷者数のうち、下校時間帯となる14時～18時に被害が集中しています。特に小学1年生から3年生は、その傾向が顕著であり、6割を占めています。

・学齢別死傷者数は、全体165人のうち、幼時から小学3年生の死傷者数は115人と被害が顕著であり、歩行中のこどもの死傷者数の70.6%を占めています。

・死傷者数165人の4割に飛び出し、信号無視などがあり、各学年層で「飛び出し」による被害が60%以上を占めている。特に小学校1年生～3年生においては、約8割と突出しています。

**飛び出し禁止！信号遵守！**  
**交通ルールを守りましょう！！**

## 重点事項2

### 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上

「自動車対歩行者」の事故が鳥取市内でも多く発生しています。運転する人は、歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転しましょう。また、歩行者の死傷者被害が出ている事故の中では横断歩道を横断している際の事故が最も多いため、特に夜間はハイビームなどを活用し事故防止に努めましょう。

#### ◎運転者は・・・

〈歩行者等への保護意識の向上〉

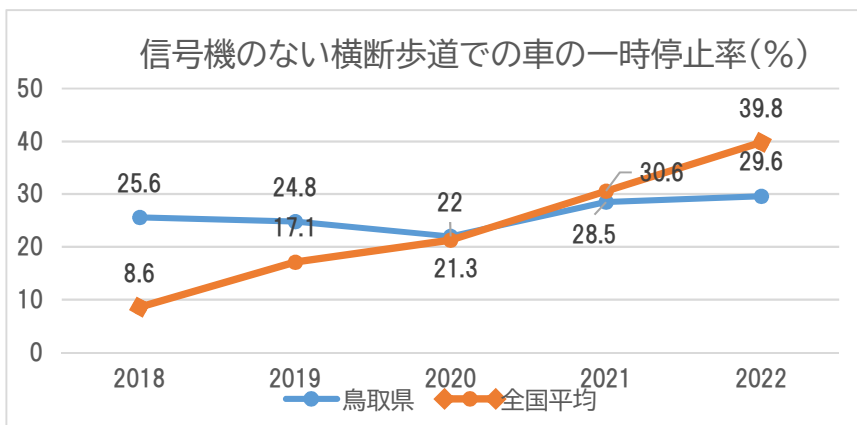
- 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転しましょう。
- 歩行者や自転車が横断しているときや横断しようとしているときは、手前で一時停止をして歩行者や自転車に道を譲りましょう。
- 運転中のスマートフォン操作等の禁止を徹底しましょう。

〈横断歩道は歩行者優先！〉

- 横断歩道に近づいたときは、横断する人や自転車がいないことが明らかな場合を除いて、その手前で停止できるように速度を落として進みましょう。

#### ◎地域・家庭・学校・関係機関等では・・・

- 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を呼びかけましょう。
- シートベルトとチャイルドシート着用の必要性和効果を認識し、正しい着用の周知徹底に努めましょう。
- 高齢運転者の交通事故防止として、自動ブレーキ等を搭載した安全運転サポート車「セーフティ・サポートカー（通称：サポカー）」の普及啓発を図りましょう。



歩行者がいる場合は  
必ず一時停止をしましょう！



「信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況全国調査」によると、2022年調査時における鳥取県の信号機のない横断歩道における車の一時停止率は29.6%となり、全国平均39.8%を下回りました。（参考：JAF調査結果）

※信号機のない横断歩道を渡る歩行者の妨害は「横断歩行者等妨害等違反」に問われ、普通車の場合は2点の違反点と9千円の反則金が科されます。

信号機のない横断歩道で歩行者が横断しようとしているときは、  
必ず手前で一時停止を行い、歩行者に道を譲りましょう！

## 重点事項3

# 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

令和5年4月1日より自転車運転者に対するヘルメットの着用努力義務が課されています。自転車乗車中で死亡した人のうち、6割が頭に致命傷を負っています。ヘルメットの着用を推進し、ヘルメットの重要性を周知しましょう。また、自転車は車両であることを強く意識するよう、利用者に対する交通ルール・マナーの周知徹底が必要です。

### ◎自転車利用者は・・・

- 自転車安全利用五則を遵守しましょう。
- スマートフォンを使用した「ながら運転」やイヤホンを使用した危険な運転等はやめましょう。
- 自転車運転者はヘルメットを着用しましょう。
- 自転車損害賠償保険等に加入しているか見直しましょう。

### ◎地域・家庭・学校・関係機関では・・・

- 自転車の安全利用について街頭指導や声かけをしましょう。
  - ・歩道通行時は歩行者を優先
  - ・自転車利用中の傘差し、携帯電話、イヤホンなどの使用の危険性
- 家族が自転車に乗るときは、自転車用ヘルメットの着用を促しましょう。
- 自転車事故被害者救済に関する各種保険制度の普及啓発に努めましょう。

### <自転車安全利用五則>

1. 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用



### <主な自転車保険>

自転車事故による損害を賠償するための備えとして、以下のようなものがあります。

#### 個人賠償責任保険

他人にけがをさせたり他人のものを壊したりして賠償責任が発生した場合に支払われる保険。

#### 傷害保険

自転車での転倒など、自分のけがに備える保険。

#### TSマーク付帯保険

自転車安全整備士が点検整備した自転車に貼られる TS マークに付帯した保険で、傷害保険と賠償責任保険が付帯されている。保険期間は1年。